



2026年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社ユカリア  
代表者名 代表取締役社長 三沢 英生  
(コード番号：286A 東証グロース市場)  
問合せ先 執行役員 IR室長 小川 一誠  
(TEL. 03-5501-2271)

### 役員報酬制度の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の報酬制度を改定すること（以下、「本報酬制度改定」という。）を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。本報酬制度改定に伴って、2026年3月26日開催予定の第21回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入及び対象取締役に付与する当社株式数の上限等を制定する議案を付議します。

当該議案が本株主総会で可決ご承認いただけることを条件として、2026年3月の定時株主総会終了時点における取締役に對して支給する役員報酬から適用を開始します。なお、本報酬制度改定は、外部専門機関における助言をもとに報酬委員会による答申の上で取締役会に上程し、決議したものです。

#### 記

##### 1. 本報酬制度改定の目的

本報酬制度改定については、経営陣・取締役会の責務の一つとして、資本コストや株価を意識した経営を目指すうえで、譲渡制限付株式報酬制度の導入により、経営人材に対し持続的な成長を動機づけるため確実な業務執行を明確に促進し、経営目標の達成及び競争力の強化を図ることを目的としております。

##### 2. 本報酬制度改定の概要

本報酬制度改定の内容は、対象取締役の報酬の構成比率及び報酬の水準の改定、業績評価指標の導入、譲渡制限付株式報酬制度の導入となります。

###### (1) 対象取締役の報酬構成比率及び報酬の水準の改定

現在の対象取締役の報酬は、基本報酬及びストック・オプションとなりますが、今回の改定で

は、報酬構成を下記の通り変更した上で、総報酬の水準及び変動報酬の構成比率について、外部専門機関による報酬市場調査データ等を参照し、以下のとおり設定します。

報酬構成	固定報酬	変動報酬	
	① 基本報酬	② 業績連動型金銭報酬	③ 譲渡制限付株式報酬
改定前	100%	—	—
改定後	85%相当	15%相当	

- ① 基本報酬： 職責に応じて設定した月次の報酬。
- ② 業績連動型金銭報酬： 前期の業績を基に連結の最終利益（前期の当期純利益）の最大5%以内とし、各取締役の貢献度に応じて個別に決定する報酬。
- ③ 譲渡制限付株式報酬： 中長期的な株価と連動した譲渡制限付株式報酬による報酬。  
（新規設定）

（注）ストック・オプションは上記報酬構成比率に含めておりません。

## （2）譲渡制限付株式報酬制度の導入

### ①本制度導入の目的

本報酬制度改定については、経営人材に対し持続的な成長を動機づけるため確実な業務執行を促進し、経営目標の達成及び競争力の強化を図ること及び、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高める長期インセンティブを与えることを目的とした役員報酬制度とするものです。

### ②本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件とします。

なお、2024年8月9日開催の臨時株主総会において、対象取締役の報酬額は年額204,000千円以内（うち社外取締役の報酬限度額は年額13,000千円以内）として、ご承認をいただいておりますが、今般、当社における役員報酬制度の見直しの一環として、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬額の範囲内において、譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いする予定です。

### ③本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額30,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社普通株式（以下「本株式」という。）の総数は年34,000株以

内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、本株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会で決定します。

また、本制度による本株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれるものとします。

- i. 取締役在任期間中（以下「譲渡制限期間」という。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
- ii. 一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が岡三証券株式会社に開設する譲渡制限付株式の専用口座において管理される予定です。

本株主総会において、本制度の導入に係る議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以上